

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務
発 注 課	札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
選 定 事 業 者	株式会社KITABA
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、令和5年11月に策定した真駒内駅前地区まちづくり計画に位置付ける地域主体のまちづくり、いわゆるエリアマネジメントの推進に向けて、多様な主体が協働しながら持続的に活動する仕組みづくりを行うもの。 具体的には、真駒内をはじめ南区の住民、アーティスト、事業者などで構成されるエリアマネジメントの体制づくり、地域活動の企画・運営を行う際の支援、それらを通じて地域が主体となったまちづくりの機運醸成を行う。 令和6年度の業務遂行に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験（以下、「技術力など」という。）」が必要となることから、企画競争（プロポーザル方式）により公募したところ、唯一の企画提案者である当該事業者が業務を受託している。 同業務の実施において、当該事業者はイベント実施に向けたワークショップを通じて、イベント企画及びエリアマネジメント活動に係る地域意向を把握している。イベントの実施にあたっては、参加者の企画の実現を支援したほか、令和7年1月には地域の発意により当初想定していなかったイベントを追加で行うなど、地域との緊密な関係を築いている。さらに、令和7年度のイベントの企画や将来的なエリアマネジメント活動の方向性に係る合意形成を行い、地域と当該事業者に所属するマネージャー職との信頼関係に基づくまちづくりの機運醸成に取り組んでいる。 令和7年度は、過年度に整理を行った地域住民の意向を基に、駅前に整備される交流広場の活用を想定した地域主体のイベントの実施、エリアマネジメント体制作り及び機運醸成を継続して支援する必要がある。 また、ワークショップの開催回数及びイベントまでの時間が限られていることや、令和6年度から継続して参加する地域住民の負担を考慮すると、これまでと異なる又は重複した説明を行うことや、これまでに挙げた意見について再度説明を求めることなどは避ける必要がある。 以上のことから、適切かつ円滑な討議支援・合意形成を行うためには、過年度の業務で求められていた技術力などのみならず、これまでの取組や代表的な意見を把握することに留まらない、活動に参加する地域住民の個々の意向や関係性などを鑑みた、迅速かつ柔軟な対応を行うことが不可欠である。 これらの要件を満たすのは、過年度の業務を通じて、本業務に相応しい技術力などを有すると認められ、また、地域住民との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性など十分に把握し、信頼関係も構築されている当該事業者のみであることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該事業者において他にいない。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号